

下呂市高齢者福祉計画 第 8 期介護保険事業計画

2021 年度（令和 3 年度）～2023 年度（令和 5 年度）

1 計画策定の背景と趣旨

- 下呂市では高齢化や人口減少が全国及び岐阜県全域と比べ、早いペースで進んでおり、高齢化率（65 歳以上が総人口に占める割合）は 2025 年に 43.6%、2040 年には 51.6%となることから、また生産年齢人口は 2040 年まで一貫して減り続けることが予測されています。団塊の世代の全員が 75 歳以上の後期高齢者となる 2025 年（令和 7 年）を見据え、高齢者福祉施策の推進と介護保険制度の円滑な運営を図ることが重要です。
- このたび、2021 年度(令和 3 年度)から 2023 年度(令和 5 年度)までの 3 年間を計画期間とする「下呂市高齢者福祉計画・第 8 期介護保険事業計画」（以下「本計画」といいます。）を策定しました。本計画に基づき、高齢者福祉や介護保険事業に係る施策を推進します。

2 計画の基本理念

- 介護保険制度は、介護が必要になっても地域で安心して暮らすとともに、いつまでも自立した生活を送れるよう支援することを目的としています。しかし、この制度だけでは十分な解決に至らない課題も多くあります。また、高齢化の進展と生産年齢人口の減少により、サービス需要が増加する一方で、介護の担い手不足や生活関連サービスの撤退や減少が予想され、制度運営の厳しさは増すものと思われます。
- 下呂市では、高齢者の生活維持のためには介護保険制度のみに頼るのではなく、高齢者の自立や、住民相互の力を引き出す「地域づくりの芽」を育む必要があると考え、第 7 期介護保険事業計画（2018～2020 年度）では、住み慣れた地域での暮らしを支える取り組みに力を入れてきました。
- 本計画においても、「地域の暮らしや生活を支える」介護保険制度の適正な運営に努める一方、同制度ではカバーできない部分については、市内で介護保険事業を担っていただく方々と、地域ごとの課題やサービス整備方針についての認識を共有し、共に課題解決の方法を検討のうえ実行に移していきます。
- また、高齢化の進展や人口減少に伴い発生する課題は、当然のことながら介護保険事業者のみでの解決は困難です。地域での支え合いの仕組みを強化、発展させることで、健康で暮らし続けられる地域を創出します。

以上を踏まえ、以下のとおり基本理念を定めます。

**ひとりひとりが地域の課題を自分ごととしてとらえ、
みんなで課題解決に取り組むことのできるまちをめざして**

3 施策の推進

- 基本理念の実現に向け、5つの基本目標に基づき計画を推進します。
- 基本目標に記載された各項目の目標値については、定期的に進捗管理を行います。
- 基本目標と各施策、主要な取り組み内容は以下の通りです。

基本目標1 介護予防、健康づくりの推進

(1) 介護予防、健康づくり施策の充実と推進

- ・ 体力測定、運動を通じた健康づくりの推進
- ・ 通いの場の整備、利用促進
- ・ 口腔ケア活動の実施
- ・ 健康寿命延伸の実現 など

(2) 社会活動の推進

- ・ シニアクラブ連合会の活性化
- ・ ボランティア活動に対する支援
- ・ 生涯学習活動への参加 など

(3) 元気高齢者の現場参加

- ・ 高齢者の就労支援
- ・ シルバー人材センターの活用

基本目標2 認知症対策の充実

(1) 認知症高齢者の支援強化

- ・ 認知症による機能低下予防
- ・ 認知症カフェの実施 など

(2) 認知症施策の取り組み強化

- ・ 早期診断、早期対応の体制構築
- ・ 若年性認知症に対する取り組み など

(3) 認知症介護者、家族への支援

- ・ 見守りネットワークの構築
- ・ 認知症介護者への支援 など

(4) 福祉教育の充実

- ・ 介護サービス事業者と教育関係者との連携
- ・ 福祉にふれる機会の創出

基本目標3 地域包括ケアシステムの推進

(1) 地域医療との連携強化

- ・ 医療、介護関係者の情報共有の支援
- ・ 地域住民への普及活動 など

(2) 地域ケア会議の充実

- ・ 下呂市全体での地域ケア会議の開催
- ・ 個別事例の検討等を行う地域ケア会議の開催

(3) 地域包括支援センターの機能強化

- ・ 権利擁護事業、成年後見制度の利用促進
- ・ 高齢者虐待防止対策の推進 など

(4) 災害や感染症に対する対策

- ・ 災害時の対策
- ・ 感染症発生時の対策

基本目標4 人材確保対策の強化

(1) 人材確保

- ・ 人材バンクの活用
- ・ 介護の仕事の魅力発信 など

(2) 人材育成（資質の向上及び質の向上）

- ・ 初任者研修、入門的研修の実施
- ・ 介護人材の定着に向けた取り組み など

(3) 業務効率化

- ・ 省力化、機械化推進事業への補助金交付
- ・ 文書量削減に係る取り組み

(4) 介護離職ゼロの実現

- ・ ハローワーク、民間企業との連携強化
- ・ 介護離職ゼロに向けた取り組み

基本目標5 介護保険制度の適切な運営

- (1) 保険者機能の強化** ・ 介護給付の適正化事業 ・ 交付金の活用 など

- (2) 要介護認定後の支援** ・ 自立支援、重度化防止の取り組み ・ リハビリテーションの目標 など

- (3) 地域支援事業の推進** ・ 介護予防、日常生活支援総合事業の維持、活性化 など

- (4) 日常生活への支援** ・ 高齢者の住まいの確保 ・ 移動手段の充実 など

4 重点施策

- 本計画では、「介護人材の確保」「介護予防の推進」「重度化防止」を重点施策として取り組みます。

【介護人材の確保】

人口構造の変化から、団塊世代の高齢化が進むとともに、介護の支え手となる若い世代の人口が減少しています。今後も要支援・要介護認定者の増加が予想されており、継続的なサービス供給を可能とするための「介護人材の確保」が下呂市の最大の課題です。

主な施策	取り組みの内容
人材バンクの活用等	● 人材バンクについて周知し、福祉・介護に関心のある人の登録を促します。 ● 登録者に対して市内の介護保険事業所の情報提供を行う等、介護保険事業所での円滑な就労の支援を行います。 ● 介護事業所と就労希望者とのマッチングに取り組みます。 ● 定期的に登録者の状況を確認し、情報の更新をします。
介護の仕事の魅力発信	● 介護サービス事業者、教育関係者と連携し、小中高生への啓発活動を実施します。 ● 介護の日（11月11日）や福祉人材確保対策重点期間（11月4日から17日）において、国や県と連携し、普及啓発の取り組みを実施します。 ● 県が作成する介護情報冊子「ぎふ kaiGO!」を活用して、小中高生等若者に対して、介護・福祉の仕事の普及啓発を行います。 ● 厚労省「介護のしごと魅力発信等事業」を活用し、多様な人材の参入を促します。

【介護予防の推進】

介護の担い手不足が深刻となるなか、住み慣れた地域で元気な老後を過ごすためには、介護保険制度だけに頼るのではなく、市民が健康づくり、介護予防を自分のこととして捉えて自ら取り組むことが重要です。介護予防に係る情報を積極的に発信することで、その重要性を広く周知するとともに、地域における市民の自発的な活動の体制を整備し、これを支援していきます。

主な施策	取り組みの内容
体力測定・運動を通じた健康づくりの推進	● 行政内の複数の部署と連携した「運動推進連携会議」を活用し、高齢者はもちろんあらゆる年代を対象に、生涯を通じた運動推進についての体制整備を図ります。 ● 「フレイル・骨折予防の運動」「軽度認知障害（MCI）予防の運動」など、通いの場等での定期的な体操を実施することにより、介護予防につなげます。 ● 高齢者の体力測定を通じて、自分の身体機能を客観視する機会を提供することで、健康づくりの一環としての運動に対する意識を高めます。
通いの場の整備・利用促進	● 社会福祉協議会や生活支援コーディネーターと協力しながら、市民主体の通いの場の運営支援を行います。 ● 通いの場の重要性、必要性について、情報提供や広報活動を行うとともに、地域による自主的な運営を継続できるよう、リーダーや地区組織の育成を行います。 ● 短期集中予防サービスや、地域ケア会議、生活支援体制整備事業等の事業と連携しながら、PDCAサイクルに沿って、通いの場の整備・利用促進を行います。 ● 通いの場の参加者の健康状態等の把握・分析により、通いの場の効果分析を実施します。

【重度化防止】

要介護状態・要支援状態となっても、要介護状態の軽減、悪化の防止を図る必要があります。介護保険利用者がその有する能力に応じて、自立した日常生活を送ることができるような支援が必要です。自立支援、重度化防止のために、今後も引き続きリハビリテーション専門職と連携した取り組みを行います。

主な施策	取り組みの内容
自立支援・重度化防止の取り組み	● 自立支援、重度化防止という介護保険の理念をもとに、居宅介護支援事業所や介護サービス事業所に対して保険者が取り組む基本方針等の周知を行います。 ● 地域ケア会議や介護サービス事業所等の会議において、地域で目指すべき方向性を共有するための取り組みを行います。 ● 自立支援、重度化防止を目的としたリハビリテーション専門職との連携に努めます。

5 介護保険料の設定

- 第8期計画期間中、第1号被保険者の月額保険料基準額は 4,600 円 となります。
- 所得段階別の保険料の調整率、年額保険料は以下の通りです。

所得段階	対象者	調整率	年額保険料 (第8期)
第1段階	生活保護受給者、老齢福祉年金受給者であって世帯全員が住民税非課税の人及び、世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が 80 万円以下の人	基準額×0.30	16,560 円
第2段階	世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が 80 万円を超え、120 万円以下の人	基準額×0.50	27,600 円
第3段階	世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が 120 万円を超える人	基準額×0.70	38,640 円
第4段階	世帯の中に住民税課税の人がいるが、本人は住民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が 80 万円以下の人	基準額×0.85	46,920 円
第5段階	世帯の中に住民税課税の人がいるが、本人は住民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が 80 万円を超える人	基準額×1.00	55,200 円
第6段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が 120 万円未満の人	基準額×1.20	66,240 円
第7段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が 120 万円以上 210 万円未満の人	基準額×1.30	71,760 円
第8段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が 210 万円以上 320 万円未満の人	基準額×1.50	82,800 円
第9段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が 320 万円以上 400 万円未満の人	基準額×1.70	93,840 円
第10段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が 400 万円以上の人	基準額×1.90	104,880 円

下呂市高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画

発 行：下呂市

編 集：健康福祉部 高齢福祉課

住 所：〒509-2517

岐阜県下呂市萩原町萩原 1166 番地 8

T E L：0576-53-0153

F A X：0576-53-0154

発行年月：2021 年（令和 3 年）3 月